

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 **地域交流部** 港湾課

法令名	佐賀県港湾管理条例			法令番号	昭和47年法律第36号			
手続名	占用料、土砂採取料の減免			根拠条項	条例第13条			
審査基準	次の各号のいずれかに該当するときに認める。 1 国、地方公共団体又は独立行政法人が公用、公共用又は公益事業の用に供するため占用等をするとき。 2 その他占用料又は土砂採取料を徴収することが著しく不適當であると知事が認めたとき。							
	受付機関	各土木事務所	処理機関	各土木事務所	交付機関	各土木事務所	標準処理期間 30日 標準経由期間 日	目次 No.